

○中間市議会の定例会の回数を定める条例

昭和43年8月23日条例第21号

中間市議会の定例会の回数を定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、中間市議会の定例会の回数は、年4回とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和44年1月1日から施行する。
- 2 中間市議会定例会条例（昭和27年中間市条例第13号）は、廃止する。